

合同会社道北風力「(仮称)川南風力発電事業環境影響評価書」
に係る確定通知について

令和元年 8 月 9 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、合同会社道北風力「(仮称)川南風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、合同会社道北風力に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた合同会社道北風力は、同条第2項の規定に基づき、北海道知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

<環境影響評価書>

環 境 影 響 評 価 書 受 理	令和元年 7 月 1 6 日
環 境 影 響 評 価 書 確 定 通 知	令和元年 8 月 9 日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内、酒井
電話 03-3501-1742 (直通)